

に於ける運動の尋常ならざるを見て書を長崎奉行に呈し日本が豐を英佛に開く事なきを忠告したり此忠告書を得て如何に思考したる乎は分明ならざりき。尋て嘉永五年に至り和蘭國皇は米國が明年を以て艦隊を日本に發遣し全權をして通商修交を日本に勧告せしむべしと決議し其準備に及べる由を聞知し特に親書を裁して之を爪哇政廳に送り政廳の官吏をして日本に轉致せしむべき旨を命ぜられたりければ政廳は其命を奉じて書記官を商船に便乗せしめ長崎在留甲比丹を經由して長崎奉行に交付せしめたり其時^{九月}の事甲比丹より奉行へ呈したる書面の要領に云く

(一)當節外國船の日本に來るもの漸く増加仕り候に付き日本政府より特命を蒙れる高官に親く申立へき心得に候處和蘭國皇の本意は日本安泰を謀るに重要なれば相成たけ速に其意見を上陳せよとの事に候然るに書記官が^(即ち爪哇政廳より)右の書面を長崎に持參して

(二)其趣旨は北米合衆國は日本と通信交易の志願を是非とも相遂げんと決議したる様子に候就ては交易の儀を御許容に相成り舊來の御法に拘泥せらるゝと無く且つ外國人等も心得違の無き様に良策を運らさるべし太平洋の通航并に捕鯨の業は年々に増加すれば其船舶が風浪の難を避け若くは食料を辨じ修復を爲すの地は日本に求めざる可からず然ならば則ち日本に通交するは航海國々の必要とする所に候

(三)北米合衆國より請求すべき個條は數多あるべし右を全く御拒絕あ

りては然るべからず兩國の間に確執を生ぜざる様に聊ばかりの事は御許容ありて然るべし猶和蘭人の外たりとも食料薪水并に船の修復等に入用の品は與へられ病人養生の手當は成され候様に御沙

(四)

汰ありて然るべしと奉^レ存候

渡來を許され左の個條を御立なされ候様に奉^レ存候

第一 通交の儀は長崎港に限り候事

第二 通交御免の國は其國の重役相詰め候事

第三 通交御免の國人は長崎住居御手當相成り候事

附此三ヶ條相立ち候はゞ日本の内にて外場所へ參り候患は
有^レ之間敷候

第四 外國人と交易の儀は江戸京大坂堺長崎の五ヶ所の商人に限
り候事

附此個條は日本國法にて私の交易御停止の趣は和蘭國皇の
傳承する所なれば此趣に候はゞ御國法に背き候儀は有^レ之
間敷候

第五 御法を立て交易の趣向を定め長崎港に税關を設られ候事

附此個條は船々出入荷物積卸の改方に付き御規定相立ち可
申と奉^レ存候

第六 交易取引の儀は雙方長崎會所或は大阪會所の手形にて相辨
じ候事

附此個條は日本國法は金銀を外國へ渡すを停止の由且又外
國の金銀も日本にては通用せざる由に付き右の趣向に仕
り候はゞ御國法に相背き申間敷候

第七 諸物運上等は御規定を程能く御立ての事

附此個條は外國人とも運上を差出す様に相成り且つ過分の
荷物を持渡らざる防にも相成べく候尤も運上格外に相増
し候てば苦情を申立べく候依て程能と申上候

第八 交易の儀に付き外國人共に取合ひ出來候節は長崎御奉行と
外國重役とにて御扱ひ相成り候事

第九 御國法を犯し候外國人は其國々の支配にて仕置き致すべく

第十一章 幕閣依達彷徨の事情

候事

第十

日本政府向石炭圃場所外國へ御差圖の事
附此個條は北米西方の請ひ亞細亞東方の請ひ並に唐國にて
は蒸氣船渡海就レ中北米合衆國の爲に既に是まで相立て候
場所も有之就ては右様の振合に石炭圃地所も相立ち候儀
必要に御座候

和蘭國書の趣意は北米合衆國よりの願筋を前條の振合にて御許容
に相成り俟はゞ安全の良策との事に御座候

和蘭國皇の親書に載せらるゝ所は蓋し此意に外ならず其交易に關す
る諸項の如きは専ら日本の事情を忖度し長崎貿易の方法を標準とし
て之を擴張するに過ぎざれば採用に足らずと雖も米國が國議を決し
て日本に艦隊を發遣すべしと聞き切に開國の長計たるを勧告せられ
たるに至りては和蘭國皇の好意は幕府之を多とせざる可からざるなり

幕閣は是の如き緊切なる忠告を得て米國全權が艦隊を率ゐて明年渡
來すべきを豫知しながら之に對して如何の政策を執り如何の國是を
定むべき乎を議したりとも聞えざりき、或は云く當時在勤の長崎奉行
牧志
摩守は凡庸の俗吏にして大勢に通ずるの材に非ず又在府奉行大澤豐と後守と
ても伯仲の間に在るのみ、若し此輩にして此忠告に據り大に幕閣を警
醒する所ありせば幕閣も爲に迷夢を覺して多少豫議する所もありし
ならんに惜い哉此奉行等自身が和蘭の忠告に狐疑を懷きて十分の信
を置かざりしに由り阿部伊勢守の如きも憂慮はしながら決然起て之
に應するの計を爲すに至らざりしと、此說蓋し然らん、然れども幕閣及
び其幕僚要職にして苟も少しく宇内の形勢を知らば此緊切豫報に接
して豈これを度外視するとあらん、要するに幕府を擧て上下みな事情
を知らざるに座するのみ

○第十二章 條約締結の概畧

米國全權ペルリ渡來書翰を請取る
多數日米神奈川條約下田附錄露西亞全權渡來長崎應接拒絶攘斥答議大
崎約定銀ギュルテン南錦官吏干涉賈買法和蘭取締會外國貨幣通川價格洋銀一分
領事兼全權渡來亞國官吏參府登城謁見開老面會日米江戸條約時論米國總
は條約に反対す條約勅許を請ふの必要幕府建儲議畠田備中守上京
勅許を得ると能はず井伊攝部頭大老英佛艦隊渡來の風説條約調印
密勅戊午大獄英佛露蘭條約條約實施

和蘭の豫告に違はず米國全權ペルリは果して此翌年即ち嘉永六年六月六日を以て江戸灣に來り我鎖國の門戸を文明世界に開かしめたり其渡來は實に我國の歴史に一大改革紀元を與へたるものなれば余は此年を以て舊日本と新日本とを分つの區割線と爲し其以降の事は之を新日本史の領分と私定するに由り之を此に詳叙せんは余が志に非されば敢てせざる所なり然れども長崎三百年間の局を結び開鎖の顛末を叙了る爲には其概要を云ふと必要なり依て極めて之を簡短に叙すべし
拙著の幕府滅亡論幕末政治家等に就て事情を詳知あるべし且つ嘉永六年以降の事は世に其書少からざれば此に詳叙するは益し必要にあらざるなり

北米合衆國の全權として海軍將ペルリは強大の艦隊を率て嘉永六年六月三日を以て浦賀に來り日本の外國事務専任宰相に會見せん事を求む、

浦賀奉行は例に依りて長崎に赴き申立よと告諭すれどもペルリ之を聽かず直に江戸へ進入して事を議すべしと主張し其艦隊兵力を示威す之が爲に幕府の周章は一方ならず朝野を擧て騒然たり幕閣は事破れて戦争に至らん事を恐れ乃ち浦賀奉行等に命じ久里濱に於てペルリに會見し米國の書翰を請取らしめたりペルリは書翰を交付し來春を以て返答を聞く爲に再渡すべしと告げ事行かざれば砲火を以て相見ゆべきの状を示して退帆したり幕閣は米國の書翰を翻譯せしめたるに鎖國の不利を説き米國と修交の訂約を勧告するものに係る、乃ち其譯文を諸大小名及び文武官に示して云く義に此書翰を請取りたるは破格の例なりと雖も事一時の權道に出てたり米國の要請する所を許容すべきや否や各意見を提出すべしと以て和戰の決を諮詢したるに和議開國の答議を爲せるものは容一二に過ぎず其他は皆舉て開國を不可なりとし米國の要請これを許容す可からず幕府は宜く之を峻拒せらるべし渠もし之を聽かずして我に無禮を加ふるとあらば断然

砲火を以て之を攘斥せらるべしと云ふに在りて夷賊傲慢無禮神州を汚辱す豈膺懲の典を擧げざる可けんやとて理由も無くて拒絶擴斥砲撃開戦を言ふもの滔々皆是なり、幕閣と雖も亦奈何ともすると能はざれば策の出る所を知らざるなり。既にして翌安政元年正月を以てペルリは再び江戸灣に來り去夏に比ぶれば更に艦數を加へ威勢益熾なり、幕閣は林大學頭・井戸對馬守・伊澤美作守を神奈川に遣り全權の名を以てペルリに會見せしめ到底その要請を容れて訂約するに非ざれば開戦の避く可からざるを覺り秘密の訓令を授けて條約を議定せしめたる所謂日米神奈川條約即ち是なり。此條約は和親航海條約にして純然たる貿易條約には非ずと雖も貿易を開くの端緒は實に其中に包含せられたり

此條約の要點は(一)日本は米國の船舶が何れの所に漂着するも之を救助し保護を與ふる事(二)日本は米國船の爲に下田箱館の二港を開き其寄泊を許す事(三)此二港に於ては船中必要の物品を買求むるを許す事

(四)若し買求むべき貨幣を所有せざる時は其船に載せたる貨物を以て其代價に充るを許す事(五)米國に於て之を必要なりとする時は下田に領事を駐劄せしむる事等なりとす。斯てペルリは箱館港を視察し尋て下田に來り此所にて我全權に會して神奈川條約の附錄を議定し下田箱館兩港に於ける米國人の遊歩規程を定め四里四方より并に賣買の細則をも協議したり下田條約附錄是なり。但し治外法權と最惠國約とは神奈川條約にて異議なく之を米國に許諾したるなり

幕府は去年よりして時論の風潮に逆行するを憚り頻りに兵備を嚴にし防戦の準備を爲し諸藩を獎勵して事に從はしめ今春ペルリ再渡の時に際しても一方に於ては幾ぞ斷然拒絶擴斥にも及ぶべきの状を示しつゝ却て一方に於ては全權等に内訓して和親航海の條約を訂結せしめ所謂祖宗の法たる鎖國の制度を破却し剩へ從來支那和蘭にも許さゞりける前例も無き讓與を爲したるに付き幕閣の行爲を非認して之に反対するの議論甚々たり、而して幕閣は攘斥固より幕府の本意な

り奈何せん兵備未だ充實ならざるが故に一時の權道を以て和約したるのみ今より益兵備を整へ其全きに到りて拒絶攘斥を行ふべしと分疏して目前の責を塞きたり

是より先に去年嘉永六年七月露西亞海軍將ブーチャンは全權を帶び艦隊を率て長崎に渡來し談判に涉らん事を望み長崎奉行これに應ぜざれば直に江戸灣に航到すべしと迫まる、長崎奉行は百方慰籍して全權の江戸より來着するを待たしめたり(嘉永六年七月將軍家(家慶公)薨去の御事あり是に由て全權の長崎に來るは遲々したり)十一月に至りて筒井肥前守・川路左衛門尉全權に命せられて長崎に下着し長崎奉行水野豊後守に會して事を議しブーチャンに會見し(一)唐太島の經界は北緯五十度以南を以て日本領地と從來定まり是は露艦の青那露那が見て屬境の證據なりとて全權に注意せしに起る多然るを露國全權これに同意せざるを以て猶實地調査の上にて再議すべし(二)和親通商に關しては祖宗の法を變するの大事故なれば之を朝廷に奏し之を諸侯に詢り衆議の歸者を問はざる可からず况や新主初めて嗣立の際なれば此大事

を決するに三年乃至五年の歲月を要す今日之に答ふるを得ず、但し露國全權に統するに最惠國約を以てし他日若し日本に於て他國に許す所あらば直に之を露國に許して均霑せしむべしと議了し閣老連署の返翰を交付して談判の局を結びブーチャンを退去せしめて後に筒井川路等は江戸に歸りて見れば安政元年三月の事ベルリの條約談判は方に進行中にてありけり。此に又英吉利海軍將スティルリンクは長崎に來り安政元年八月の事長崎奉行に會して長崎箱館の二港を以て英國船寄泊の所と定めん事を望み奉行は幕閣に稟して之を約したり十月是を、英國、取極と名けたり正して下田港を加へたり。此時に當り歐洲にては英佛同盟して土耳其を助け露西亞と戰争ひ及べる際なれば、ブーチャンは安政二年の秋を以て漸く下田に來り筒井川路に會見して條約の談判を開き其條項は凡そ米國條約に同じくして長崎、下田、箱館の三港と定めたり。是より下田にて被損し修復の爲に駿河灣に回航の海上にて沈没したればブーチャンは露國軍艦シアン號は海嘯に罹りて伊豆戸田に駆けてスクーナー形船を造り安政三年三月之に乘りて堪察に詣び條約談判の中にて伊豆戸田に駆けてスクーナー形船を造り安政三年三月之に乗りて堪察に赴きたり。

斯く條約は定めたりと雖も彼我國民の直接賣買は之を許す可からず
とて幕府は官吏干涉賣買とも名くべき一種の新法を案出して之を下
田に行ひたり、其方法は新に下田に取設たる御用所の中に一區域を別
に定め此に陳列場を作り_{米入等は之をバザルと呼ひたり}諸商人等をして
是も特許を得たる者に限る外國人の嗜好に適當すべしと思考せらるゝ物品を陳列せ
しめ凡そ外國船の下田に來りて食料薪水石炭其他必要の物品を購買
せんと望む者は皆此に就て之を辨する事と爲し其代價の授受は官吏
これに干渉し又外國船より代價の代りに引取るべき貨物の如きも官
吏これを御用所商人と謀りて買入るゝに付き賣買物品の價格は一に
官吏の定むる所に由る_{御用所商人の外は下田市中の町人}是れ長崎にては會
所にて都ての賣買を取扱ふの方法を標準として之に折衷を加へたる
新法なり。されば外國貨幣の如きも從來長崎にては天正慶長以來の自
然通用相場を繼續し其後寛永寛文元祿享保寛政と移り行きて相場に
時々の變遷を來たし遂に彼我物品の價格を算して和蘭一ギュルデンは

我銀六匁銀六十匁を金一兩に換ると算してに當ると定めて取引を爲したるなり、依て下田
に於ても之を貨幣交換の標準と爲し洋銀一弗_{ドラ}銀是を我一分銀一個に
換るものと定めたり<sub>洋銀一弗は凡和蘭のニギュルデン半に同量なり我一分は銀十
五匁の通用なれば即ち一ギュルデン六匁の定に符合するなり</sub>原
來長崎會所の貿易にては銀何匁と何ギュルデンと唱へても我通用銀貨
をも渡さず彼のギュルデン銀貨をも請取らず賣買の差引は相互に物品
の授受を以て之を決算したるが故に雙方の通貨を比較計量するの必
要も無く其上に文政の頃までは南鎌銀即ち二朱銀なり八個を以て小判一兩に換たりを通用した
れば凡金一に對して假令我金銀貨を將て之を歐洲諸國の金銀貨に比較計
量するも左までの差異は無かりしなり、然るを幕府は天保八年に至り
國帑の窮乏を救はんが爲に一分銀を新鑄し_{文政南鎌よりも輕し}之を銀十五匁の
價と令し其四個を以て小判一兩に換る事に爲して通用せしめたりけ
れば金銀貨幣の比較は突然に其權衡を失ひたり_{即ち金一に付き凡銀四六の割合幸に長崎}にては相互に正貨を交換し通用せざるを以て和蘭商館にては新鑄一
分銀の爲に利害を被る所なれば別に此頃まで_{三年}安政二苦情を申出さ

りけり。長崎にては斯る歴史ありて銀六分と一キヨル デンの交換相場寧ろ決算相場を設けたるに拘らず今や洋銀一弗を交換するに一分銀一個を以てする事に爲したれば現在一分銀三個よりも重き洋銀一個をば日本官吏は一分銀一個の價に請取り即ち三分の二以上を道理なく外國人より掠奪するものなりと論じ出したり此論は既に安政元年ベリ條我方にて一分銀は畢竟純然たる正貨に非ず政府の命令を以て通用せしむるの法貨なりと説明し交換に関する方法は其局を結ぶに至らざりしが安政三年米國全權兼總領事ハーリスが下田金銀貨と同種同量にて此交換は一問題と成り送に安政五年江戸條約締定し是が爲に明港の初に金貨溢出の大害を起しと議定し是が爲に明港の初に金貨溢出の大害を起したるなり

斯る事情なれば米露英三國の爲に下田箱館を新に開き長崎また此例に依ると成りてより長崎に於ける和蘭商客は却て下田箱館に於ける外商よりも其自由と權利とを多く制限せらるゝの實を現したり露英兩民とては亦然り何となれば(一)下田箱館にては外國人は遊歩規程内を四方を自由に行歩するを得れども長崎にては之を許さず(二)下田箱館にては入港の船を寛裕に取扱へども長崎にては船中の検査人別改繪踏人

質等を依然勵行せり(三)下田箱館にては船と陸地との往復自由なれども長崎にては依然これを檢束し爾も尙探番をして身軀の検査を行はしめつゝあり(四)下田箱館にては外國貨幣を日本貨幣に交換して使用に便ならしむれども長崎にては未だ之を行はず等數ヶ條を擧て和蘭甲比丹は其改正を長崎奉行に迫りたり是れ安政二年之事なり○但し最悪國比丹兼事務官ドンクル、キル・シユスに會して和蘭商賣の方法を改正して幾分の寛裕を得せしめたり安政二年和蘭取極書と名けたるもののはなり此取極に因りて和蘭の商賣并に和蘭人の取扱に關して大に其面目を改めたれども長崎會所の貿易たるは依然その舊に仍りて直接の人民自由賣買は未だ許されず而して和蘭人は此直接賣買を要求せざる専ら長崎の例に則らしむべしと幕府に忠告したり是れ商館と會所との賣買法を保續すれば和蘭は優に他國の貿易を制して之に勝つの便

宜あればなり

安政三年の秋米國總領事兼全權ハーリスは下田に渡來し條約に據りて下田に在留すべき旨を幕閣に告知す、當時攘斥拒絶の議論頻に上下の間に行はれ幕閣これを鎮壓するに苦むの際なれば亞米利加官吏當時斯くは呼びたりにの下田に在留するは幕閣の太た喜ばざる所たり、是由て下田奉行をして退去を談判せしめたれども事行はる可くもあらずしてハーリスは總領事館を下田に設けたり譯て米國は代理領事館を置き露國も亦其領事館を設たりハーリスは總領事として在留する而已ならず米國大統領より日本條約を改訂して和親貿易航海の條約と爲し之を議定調印するの全權を授けられ國書を携帶して渡來したるに付き下田奉行に其事を通知し或は返答の緩慢なるを憤り直に江戸に抵りて閣老に應接すべしと迫り巧に外交術の伎倆を以て幕府の要職を勧さんと試みたれとも幕閣は之に應ずるに躊躇して時日を遷延す、然れどもハーリスは堪忍し

て時機の来るを俟てり。斯て安政四年に至り支那にては髮匪捻匪の内亂に打續き又英國と事を構へ内外の紛擾にて國運頗る危殆に瀕す而して此事幕閣の傳聞する所たり、ハーリスは時機到来すと思惟し下田奉行等に説くに外國の形勢を以てして云く、今にして早く米國と貿易條約を議定して其範圍を豫め制限するに非ざれば近日英吉利より使節を日本に派遣して和親貿易航海條約の締結を要請するに當り、之を拒絶せん乎忽に戦争と成りて日本は支那の覆轍を踏むの不幸に陥るべし、之を承諾せん乎其要請條項は恐らく日本の堪へざる所たるべし是れ米國が日本の爲に憂ふる所たり米國は日本の貿易に依りて國を利するの目的を有するの國に非ず日本貿易の有無は米國に於て何かあらん米國は日本にて今日の如く船舶寄泊の港を得れば則ち足れるのみ然り而して切に此開國議を進むものは實に日本の爲に其の國安を希望するが故なりと懇説く所ありければ幕閣は守首座中之を然りとし群議を排して(一)亞國官吏江戸參府所旅館(二)同登城拜謁將軍家へ謁見

(三) 閣老面會應接中守等を承諾したり (此奉請に付て反對の議論は上下の間にハルリスは乃ち此年安政四年十一月を以て下田を發し陸路江戸に來り將軍家に謁見して大統領の國書を奉呈し是新例閣老に面談し新例堂々宇内の形勢を述べ開國貿易の利を説き日本一國のみ萬國交際の外に孤立しては以て國安を維持し民福を進捗するの望み得べからざるを論し道理に證し事實に據りて斷然米國の勧誘に應して國是を定むるの長計たるを忠告し辨論數時間の長に涉る、閣老は大に其辨論に服し條約を改訂するの閣議を決し井上信濃守岩瀬肥後守を全權に命しハルリスに旅館に會して其談判を爲さしめたるに翌安政四年二月に至りて條約草案は全く協議決定したり是即ち安政五年江戸條約と名くるものにして安政六年五月神奈川(横濱)長崎箱館開港實施の日よりして明治三十二年の新條約實施まで前後四十一年間我國に行はれたる條約なり

此條約談判の時よりして最も時論の之に反対したる條項は全部みな反対たる勿論にて取分て(一)外國公使を江戸に常住せしむる事(二)耶蘇教禮拜堂を設

け其奉信を外國人に許可する事(三)兵庫(神戸)大阪・江戸・神奈川(横濱)を外國貿易の爲に開く事(四)日本金銀貨を外國に輸出するを許す事等にはありぬ、此反対は水戸老公を首とし諸大名要職有司の大多數みな各反対の意見を懷き抗議紛々たり、所詮は之を朝廷に奏上し勅許を得て之を令するに非ざるよりは以て全國の士民をして開國の政を遵奉せしむると能はずと覺知して幕閣はハルリスに此事情を語りて條約調印の期を延はし林大學頭津田近江守等を上京せしめて條約勅許を請はしめたるに林津田等は要領を得ずして歸東したり此時は攘夷論已に京都にて勢力を占めたり此時に際し安政四年の夏頃幕府にては將軍家定御病身にて御出生の公達も在さゞりければ御養君の議(儲議)は夙に所々に起りて漸く騒然たり、一方には一橋殿(慶喜)の年長賢明にてあらせらるゝを敬崇して此御方を儲君に建て申すべしと主張し尼州殿越前・土州・薩州・阿州等の諸侯また要職有司守を主張し(幕府の後宮にて勢力ある老女等並に水野・土佐守等にて井伊攝部頭後に其首領たり)黨派の状を爲して互に軋

輒に及びぬ故に此建艦中には明國軍も鐵國軍もあり紀州艦と明國鐵夷の兩艦とは明聯せる者には非ず斯かりしかば堀田は條約勅許を得んが爲に川路左衛門尉岩瀬肥後守等を隨て上京し外國の事情を演説して同意を求めるに賄賂を以て行ひても盛幾ど行はるゝに向としたる所に堂上有家輩の反対に由て廷議は更に變じ條約の可否に付き三家始め諸大名の意見を諮詢し之を具して稟議せよとの勅命を蒙り其要領を得ると能はずして同じく歸東したり幕府の御相談に對して朝廷より勅答あらん事を望みて周旋したれども是も目的を十分に達するを得ざりけり

斯て堀田は閑老を罷められ、儲君は紀州殿と定りて仰出され、井伊掃部頭は御大老に任せられて内閣を總理したりけるが、條約のみは未だ勅許なれば調印の運びに至らず。然るに此時英佛二國は同盟して艦隊を天津に向け大に清國朝廷に問ふ事ありと聞え又彼二國より俱に強大なる艦隊を日本に發遣し各全權を派して和親貿易航海條約を要請すべしとも聞え爾も其要請の條項はハルリスが豫告の如く清國條約に準據してハルリスと議定したる所に比ぶれば過かに其上に出べし

とも聞えたれば幕閣は岩瀬等の提議を容れ早く日米條約に調印し英佛全權をして此矩を踰ゆると莫らしむるの策を執るべしと決し乃ち岩瀬等に命じハルリスに神奈川沖に繫泊せる米國軍艦に就て會見して此時ハルリスは米國軍艦にて下田より神奈川に來れり即時に條約調印を行はしめたり五月五日勅許をも待たずして幕府は專決して條約調印を行ひ其趣を老中連署の奉書を以て京都へ上申に及びたれば京都の震怒は言ふも更なり水戸殿・尾州殿・越前其他の諸侯みな幕閣の専横を咎め要職有司にも抗議者多くありて條約議と儲君議と關聯して交幕閣を攻撃し京都よりは大老老中の中に至急上京して陳述すべしと命せらるゝに至れり。此紛擾の中にて將軍家定には薨去の御事ありて家茂公その後を承て御就職あらせ玉ふ、而して朝廷よりしては水戸家へ密勅を賜ひ幕府を矯匡補弼すべきの命を下されしかば此事より之れに關係する輩を鞠問するの獄を引起し一橋殿を初め水戸老公・尾州殿・越前・土州・宇和島の諸侯は隠居・謹慎・蟄居等の罰を蒙られ、諸藩武士・公卿の家臣・諸浪人の有志は京師及び

江戸にて逮捕せられて所謂安政戊午の大獄と成り、而して幕府の要職有司にして一橋黨に属せる輩は皆免官黜罰の身と成れり
井伊大老の差圖に出たりと云へり
此獄は安政六年に至りて終年には

結を遂げたり其間の嚴酷なるは實に
條約實施
此に又英國よりはエルジン卿全權に任せられて江戸灣に渡來したり
けるが其條約は都て米國の例に依りて議定調印し、尋て佛蘭西よりは
グルー男、露西亞よりはブーチャン海軍將、和蘭よりはドンクル、キルシ
ス相尋て來り各條約を議定調印したり、是に於て米英魯佛蘭五ヶ國の
條約は此年安政五年を以て同一の基礎を以て定まり、國內にては激烈なる
反対あるに拘らず乃ち安政六年五月を以て神奈川濱長崎箱館の三港
を開き_{時に鎮港}條約を實施する事と成りぬ、是にて長崎貿易の組織は都
て一變し舊例は舉て絶滅を告たりけり安政六年條約實施以降の事は世に
知る所なれば此には首ふに及ばず

○第十三章 長崎往時の組織其他

助成金_{長崎の自治}、長崎會所_{地役人分掌事務}、長崎奉行_{其他幕吏}、收地役人の賦_{出割}、新智識の
輸入_{常に行はれず俗語}、南蠻_{より傳ふる所}、會所積金_{地役人の役名入員俸給}、新智識の
南蠻語_{其盛に}、川ひたる諸物品_{鎌城天守臺 南蠻鏡 石垣井戸 採鏽治金}

此に長崎市の組織を言はんに、長崎市は前叙の如く創始の時よりして
市民の自治を實行し寛永の改革に際するも之を維持して以て安政六年
條約實施まで之を保存したり、蓋し自治制の最も古より行はれて最
も完全なる舊時の長崎に勝るものゝは莫かるべしと信するなり、其狀況
は稍ハムボルグブレーメンの諸市に類せる所ありしとも謂ふべき歟
寛永以前の組織は之を詳悉するに山なし、寛永の改革尋て元祿の改革
にて唐和蘭の商賣は盡く市民の手より取上て一に之を長崎會所に收
むる事と成りて以來は、唐和蘭の持渡品_{輸入}は都て長崎會所に買取り
て之を五ヶ所_{長崎江戸京都大阪}の商人に賣渡し又唐和蘭へ渡すべき代り品_出
は長崎會所にて諸方より買集めて之を唐和蘭商客に相渡すを以て
此輸出入品の賣買より出する利益は之を商法出割と名けて會所の收
益と爲す、此收益の外に輸入品に課する税其外の雜收入を加ふれば年

會所の収益は實に夥しき巨額に上れり。此収益全年々の支出を云へば（一）運上金五萬兩を幕府へ差出し（二）文武の政費并に特權に屬するものを支辨し（砲臺兵器等、市政に関する諸費、寺社伊闈の維持費井に特權上より支出を受用するもの等）（三）七萬兩を受用銀并に助成銀に支出し（四）其剩餘を以て會所の積金と爲すの制たり（輸出品蒐集資本積金の中より支出するもの等）（五）七萬圓は其中より諸地役人の俸給（即ち受用川は役々皆世襲にて何役の家は何程の支給を受用するの権利ありと云ふ所より受用銀と名くを引去り其の餘は市民に助成銀とし配賦するなり）其配賦の方法は地所と家屋現住者に與るな竪銀と名く地所所有者は其地子井に町入用川を出すも此箇所銀の收入あるを以て支出を償ひて尚有餘あり是れ貿易利益の配當なれば受用銀あるものは此助成銀配當に與かるを得ず

長崎會所には會所調役あり（兼勤より町年寄より會所役人あり其他の小吏これに屬して財務出納を掌り）○市政には町年寄あり（各町に乙名ありて組頭、日行事等これに屬し）○警察武備には御鐵砲方御船頭遠見番唐人番船番町使散使等ありて之を分掌し○貿易には五ヶ所絲割符宿老練目利及び諸目利等ありて之に當り○唐方には大通事小通事同助同此同末席等あり○和蘭方にも亦大通詞小通調古通詞同並同末席等あり何れも筆者等

之に屬す○斯の如くに井然として自治を組織したるを以て貿易にせよ民政にせよ都て皆長崎地役人の取扱を以て差支なく執行ふを以て幕府の干渉を要す所あると無し、幕府よりは長崎に奉行手附家來、御目附御徒目付御小人御勘定方御勘定御普請役等在勤せしめて文武の政務を指揮せしむれども其實は名義ばかりにて長崎貿易及び市政の錯雜なる俄に江戸より來りて覈査し得べきに非ざれば垂拱して制を長崎地役人に受け其賜を得て囊中を富ますに外ならず御代官の如きも土著とは云へ長崎市政にも貿易にも關係なく市外の郷村を支配する而已なれば同じく利益の賜を受けるの列に在り斯の如くなれば唐和蘭商賣の長崎會所に利益あると俱に町年寄會所役人・唐通事・和蘭通詞等は驕奢の生活を爲し中にも町年寄の如きは幕府五千石以上の旗本に比しき邸宅に住居し家來眷屬を召使ひ其錦衣玉食の奢侈なるは十萬石の大名も尙及ばざるの状況たり是皆貿易の餘潤よりするものなれば幕府は屢々長崎を改正し地役人を排斥し自治を罷め以て幕府政令の下に立た

しむるの實を擧げ以て幕府の收入を多からしめんと望み其改革を行はんと試みしは幾回なるを知らず中にも着手の著名なりしは貞享年間御代吉元禄年間兩度同正徳年間家齊享保年間三度吉宗天明年間田沼公政寛政年間越中守松平文政年間家齊天保年間越前守水野の如きは尤も力を致したる所にて或は地役人の重立たる輩の帶刀を禁じ合所役人乙名兩通詞等或は長崎に與力同心等を在勤せしめて奉行に隸せしめ或は長崎地役人中にて遠見番・唐人番・船番・町使・散使等に帶刀を許し幕府支給と爲して奉行の直隸に屬せしむる等の改革を爲し貿易市政を奉行の直轄に移さんと爲せり。斯る改革に會ふ毎に長崎地役人諸商人市中一同は心を合せて之に抗對し奉行等をして指を長崎自治の組織に染させじと謀り防衛の策を講じ百方盡力して到らざる處なく贈賄苞苴以て其改革の主張者を排斥するの運動を爲すが故に長崎奉行は勿論の事なり御勸定奉行と雖も閣老と雖も是が爲に其地位を失ふに至りし事ありけり、されば天明より天保る至れる間に於て柳營に行はれたる俗謡に云

く
『御老中でも手の出せないは大奥・長崎金銀座』

大奥とは幕府の後宮を云ひ金銀座とは金銀貨幣鑄造を擔任する特権者の團體を云ひて苟も大奥・長崎金銀座この三所の一に向ひて改革を行はんとする時は閣老と雖も反對の爲に禍その身に及ぶべきを謂へるものなり。斯りしかば長崎は幾回の改革に遭ふも善く防衛して貿易の專有と自治の市政を維持し安政六年に至る迄は之を保存し得たるなり。安政の條約實施よりしては収利の源泉を失ひながらも猶從前貯蓄したる長崎會所の積金にて辛くも自治の組織を繫き留たれども是も明治維新と成りて其跡を止めず特權も自治も都て雲烟と爲りて消散したり、現時地方制度の行はるゝに由りて長崎市は再び自治市と成り兼て貿易市場たるを繼續しつれども其自治も其貿易も之を往時に比較すれば俱に皆その趣を異にするを以て日を同くして言ふべきに非ざるなり。

長崎の自治市政及び唐和蘭交易并に警備に關する地役人の役名人員受用銀即ち俸給重立たる役々を左に舉示すべし

○是は文政年間の調査に係る

- 長崎會所調役五人町年寄より兼○町年寄七人○年行司四人九貫目○絲割符宿老四人○總町乙名頭取二人四貫目五人扶持づゝ○町乙名百二人四貫目づゝ見習無給○御船頭二人當手○遠見番觸頭三十五人當手○唐人番三十一人當手○武具用物藏預七人當手○船番三十七人當手○町使及散使四十三人當手
- 出島乙名○唐人屋敷乙名○館内遣用改役○貫銀定役○表筆者○波戸塙役○長崎會所目附○同吟味役○同役人○唐糸目利○糸掛役○書物改役○醫師○出島醫師○唐人屋敷醫師○藥種目利○端物目利○伽羅目利○鮫目利○書物目利○唐繪目利等通計凡二百三十人和蘭通詞目附一人七貫目五人扶持づゝ○大通詞四人十一貫目五人扶持づゝ○大通詞過人一人○御用書物和解掛一人○小通詞三人五貫三百日三扶持づゝ○同助一人○同並十三人三貫五百目無給○同末席九人三貫自貯貫百七拾目無給○稽古通詞十四人三貫自貯貫百七十目無給
- 内通詞小頭八人十二貫百七目無給通計凡百四十人

- 唐通事頭取一人○立合兼大目付一人五貫持目五人扶持づゝ○諸立合二人十二貫目五人扶持づゝ
- 目付一人七貫目三人扶持づゝ○大通事二人十二貫目五人扶持づゝ○小通事三人七貫目三人扶持づゝ○同助一人四貫目二人扶持づゝ○同並十八人四貫目二人扶持づゝ○同末席十八人四貫目二貫三百目無給○稽古通事見習廿九人八百目、一貫目○年行司二人一貫七百目○内通事小頭五人一貫九百目○同見習末席五人一貫九百目、一貫目、四十目○東京通詞一人一貫百目三人扶持○暹羅通詞一人同上○モウル通事一人同上通計凡九拾五人

長崎の地たる天正年間より安政年間に至るまでは外國の文物伎藝を我國に移植するの唯一門戸たり、明清の文學書畫製作技術の長崎を経由して全國に傳播したるは言を俟たず、葡萄牙・西班牙・和蘭諸國よりせるものも亦甚だ多し。享保年間に璽書の禁を解かれてより歐洲の文明は醫學星學と砲術との三事に由りて我國に傳はるの端を啓き和蘭の書に便りて之れを研究し延て以て宇内萬國の地理制度風俗人情等を詮げにも窺ひ得るに到りしは長崎これが媒介と成り嚮導たるが故なりき、而して其淵源を尋ねれば所謂南蠻の葡萄牙に負ふ所決して少く

に非ざるなり。先づ南蠻船の渡來と俱に火器の傳來してより我國の戰術は大に一變して築城法も亦隨つて更まり歐洲の制に倣ふ事と成り乃ち土壘を廢して石垣と爲し角度を設けて砲火の十字交叉を作り城内に天守臺を造るが如き是なり。我國の築城法は織田右府の如きは明智光秀其事を督し南蠻人を伴ひ來りて繩張を爲さしめたりと云ふ說あり而して光秀は九州に遊歛して安土城を始めとす天守臺は即ち天主の字を忌み天守と書更めたるなり、徳川氏の制度にて天守一たび焼失するか破壊する時は再造を許さざりしを以て察知するに足れり。次には我國刀劍の鍛法は中世より漸次に發達し元暦より建武に至るの間名工輩出して其巧妙銳利を極めたるに應永以降は大に衰微し神州の精華と稱せられたる日本刀も其鍛練と云ひ鋼鐵と云ひ過に往時に劣りたり然るに永祿天正に至りて更に再び其工を恢復して新面目を呈したるは實に葡萄牙人に由りて輸入せられし南蠻鐵を専ら用ひたるに因れり是よりして南蠻鐵は甲冑其外の武器を作するに必要な原料と成り其製作も亦巧緻を見るに至れり。金座にて使用する所なりと

我が國の甲に倣ひたるなり、又此鎧象嵌な鎧に施すも南蠻流の鎧法と云ふもの此時に傳すも南蠻流次に石垣を築き石橋を架する

も南蠻人に學びたり。九州に石橋の多又堀抜井戸を鑿つも南蠻傳法と言へり。東京にて俗に大阪廻と云ふ井戸の鑿り法は往時長崎にて南蠻廻と唱へたり。次に鑿山の採掘及び精練には南蠻人を聘雇して其法に倣ひたりとは金座の古記録に存したり。金を精練するに南蠻流竹流と名くる法は金座にて使用する所なりとぞ。大久保石見守が天主教徒に氣脈を通じたるも佐渡の金鍛に南蠻人を聘雇せしかば。若くは南蠻人に緣ある者を使用せしに起因したるもの歟。此他烟草・豚・野羊・鬪雞等の動植物又は羅紗・天鵝絨等の織物等にて蠻語の其儘に我國に今日通用するものは皆當時の輸入傳來に係る而して其語の長崎に存するもの他の地方に於けるよりも更に多し請ふ其尤も通用するものを擧示せん。

- デウス 主物 ○ クロクルス (十字架の轉訛) 長崎にてはクロと呼ぶ ○ ハライン パラジック(天主教徒を指して)の轉訛 ○
- ベテレン バテル ○ ブタ 豚、南蠻人 ○ ヤギ 同上 ○ シヤモ 鬪雞の一種 ○
- ヤ島 ナリス ○ バン包麺 ○ カステラ菓子 ○ マルボロ 同上 ○ カボチャ 東洋 ○
- クベコ 南蠻人始めて長崎に植ゆ ○ キセル管 ○ ラチ 烟草に用ゆる竹 ○ マタロス水 老越國の産なり ○ ベック
- テラ端 艇 ○ シヤボン 石鹼 ○ カルタ牌 骨 ○ ベージリ 吾名 ○ アマカワ 漆喰の一名 ○
- ヒタク 漆喰の一名 ○ シップ より傳來す

クイも○バルマ○圓形の鞆バ○ベンコ○掛腰○ブ拉斯コ○嵯○ビードロ○器硝子○
 キリコ○ドンブリ○ヤヤマン石剛○カンテラ燈器○ハトカ刀○カツバ
 衣雨○バッヂ○ラシャ羅○ラセイタ羅背○ピロード城天鷲○ウンサイ雀○
 モンバ羽紋○カナキン金巾○サラサ更紗○サントメ樓○メリヤス○モール
 入金銀線度名印○バウシャ革の名印○ゴロフクリン蘭語ゴロフ此他猶多し今は余が記憶す
 斯の如き諸類は皆葡萄人に由りて長崎に傳來して今は長崎に普通と
 成りたるなり

長崎三百年間は我國三百年間の外交と其變遷を俱にしたるものなり
 今日の進歩開明の來由を知らんには此往事談を聽くも亦敢て全く無
 益に非ざるべき歟

長崎三百年間終

明治三十五年十月廿一日印刷 長崎三百年間奥付
 明治三十五年十月二十日發行 定價金四十五錢

著者 福地源一郎

東京市日本橋區本町三丁目八番地



發兌元 東京市日本橋區本町 博文館

印刷所

株式会社秀英

舍

東京市日本橋區西紺屋町廿六七番地

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

發行者 大橋新太郎

東京市日本橋區本町三丁目八番地

印刷者

石川金太郎

在大學院
文學專攻

文學 士坂本健一先生著

世 界 史

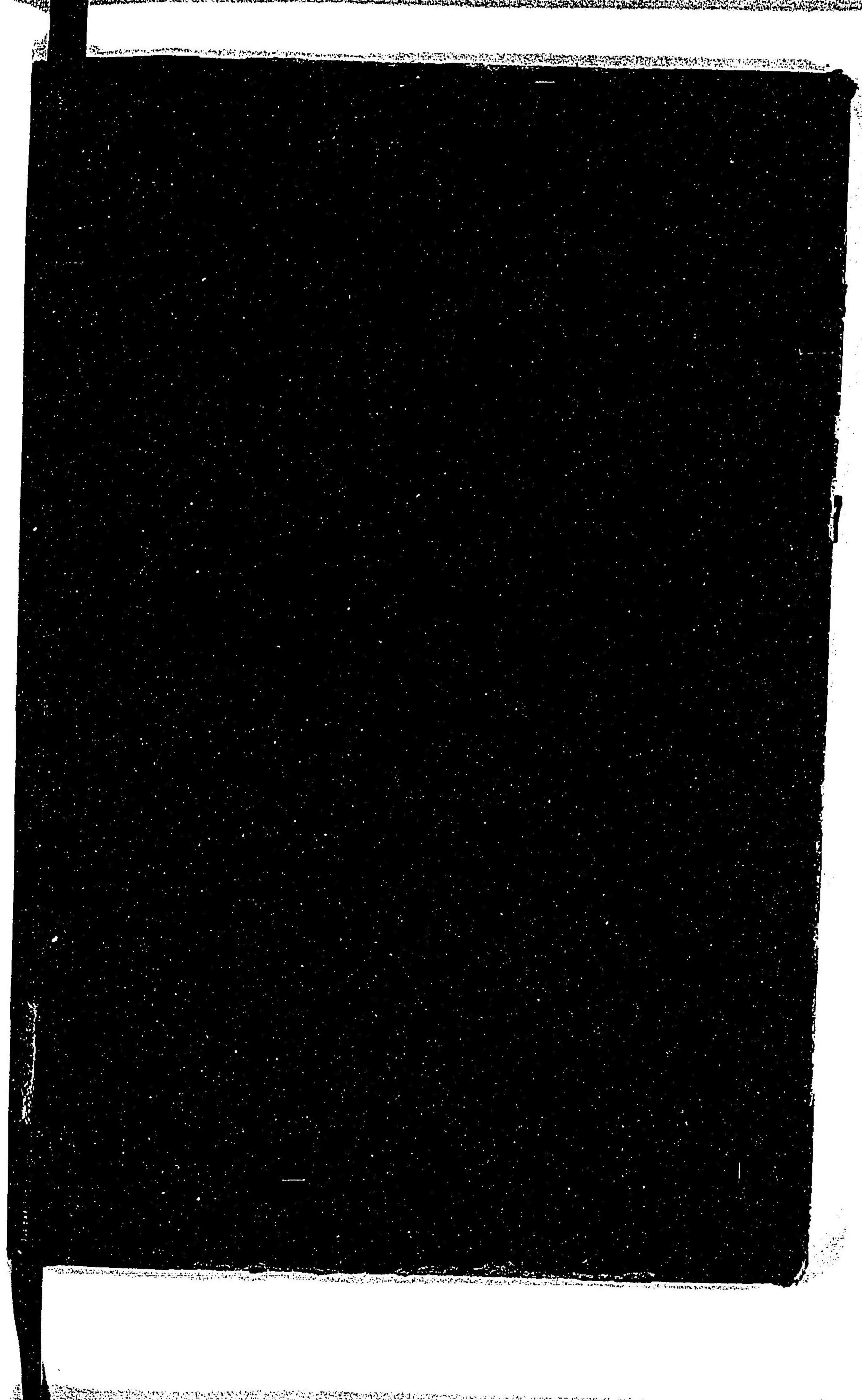
上紙數卷一千頁

正價實圓六拾錢
小包送四百枚

上下幾千歳の興亡常に世界的統一的趨勢を呈し最近に至り凡百の事殆んど世界的となる嘗て西人獨りアヤルヤ文明を重じとし偏に歐米列強を説きしは独し亞細亞亦文明あり教學あり昔匈奴蒙古土耳其の西せしは今英露其他の東洋新興隆の我國民が史的智識に基て世界思想を養ふを要するや言を俟たず是を以て古今東西を通叙して聊國民に薦めんとするは既出邦文世界史中に於て稍詳密を得たる本書編纂の目的なり尙多少讀者の参考となるあらば望外の幸なり乞ふ史學家は勿論學生一般に御愛讀あらんことを

文學士坂本健一先生著 世 界 史 卷下 近 刊

81
683



026260-000-0

81-683

長崎三百年間 －外交交渉事情－

福地 源一郎／著

M35

ADC-3997



